

保護者各位

東京都立工芸高等学校長

穴沢 努

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症には出席停止の期間が定められています。この期間は、学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒は登校できません。医師の許可が出るまで、自宅で療養するようにお願いいたします。登校許可がおりましたら、連絡書に記入の上御提出ください。

※病気治療の証明が必要な場合は、以下に記入し提出してください。また、インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）と新型コロナウイルス感染症に限り、連絡書は保護者が記入し、受診を証明できるもの（調剤説明書のコピー等、患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が記入されたもの）を必ず添付してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱ボリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒したと医師が認めるまで
第二種	インフルエンザ ※新型含む （鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症（発熱した日は0日とする）した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮かするまで
	風疹	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核及び骨髄炎 菌性髄膜炎	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで
	＜条件により出席停止の措置が考えられる疾患＞ 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症	条件により出席停止となる感染症であり、必要があるときに限り学校医の意見を聞き期間を決定する

切 り 取 り

連絡書

定時制課程

令和 年 月 日

年 科 番

生徒氏名

保護者氏名 (印)

○診断名

○所見（学校生活上の注意）

○期間（治療・休養等を必要とする期間）

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

○医療機関名・住所・連絡先

電話番号 ()